

平成25年度

二次救急医療体制支援事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 市民健康課			担当者	花木 隆	
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	健康で共に支え合うまちづくり			施策	保健・医療の充実	
				小施策	医療体制の充実	
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	地域医療体制の構築による安心のまちづくり					
予算科目等	会計 一般会計 款 衛生費 項 保健衛生費 目 保健衛生総務費 事項 地域医療対策費 細事項 地域医療対策費					
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	川内市医師会と薩摩郡医師会へ救急医療施設等運営補助金（病院群輪番制病院運営事業・共同利用型病院運営事業）を支出するもの				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	休日及び夜間における二次救急医療を受療する者				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	二次救急医療体制の構築による安心のまちづくりを推進するため。				
	事業開始年度	昭和53年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	補助の交付件数		2件	—	
成果指標	補助金交付要領に設定		—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	30,588	30,614	30,518	30,518	30,518
	補助金	30,588	30,614	30,518	30,518	30,518
	病院群輪番制病院運営事業補助金	24,445	24,444	24,389	24,389	24,389
	共同利用型病院運営補助金	6,143	6,170	6,129	6,129	6,129
	財源内訳					
	国・県支出金	4,096	4,113	4,086	4,086	4,086
	その他					
	一般財源	26,492	26,501	26,432	26,432	26,432
	要員配置状況	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
職員	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	2件	2件	2件	2件	2件	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等						

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☒ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画	

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
まとめ(補助金等評価を含む。)	

所管部課名	市民福祉部 市民健康課		担当者	花木 隆				
事務事業名	二次救急医療体制支援事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び救急医療施設等運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	24,389 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 24,389 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	救急医療に係る実診療日数			—	—			
成果指標②	救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数			—	—			
補助対象者	公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費	病院群輪番制病院運営事業に要する人件費							
補助対象事業・活動の内容	川内地域（東郷、樋脇地域を含む。）での夜間及び祝休日における二次救急医療への急患対応							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	基準単価 71,040 円に稼働日数及び本市の負担割合を乗じて得た額							
補助金額又は補助率の積算方法	補助金額＝基準単価（71,040 円）×診療日数 ※人口割でいちき串木野市と按分							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	131,240,479	80.9%	131,267,006	80.9%	130,000,918	80.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	131,240,479	80.9%	131,267,006	80.9%	130,000,918	80.7%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	24,174,770	14.9%	24,444,424	15.1%	24,444,424	15.2%
		いちき串木野市補助金	6,798,670	4.2%	6,600,056	4.1%	6,600,056	4.1%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	162,213,919	100.0%	162,311,486	100.0%	161,045,398	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	162,213,919	100.0%	162,311,486	100.0%	161,045,398	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	162,213,919	100.0%	162,311,486	100.0%	161,045,398	100.0%
		支出計/前年度支出計			100.1%		99.2%	
自己資金/前年度自己資金			100.0%		99.0%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	436日		437日		437日			
成果指標の推移②	14,736人		15,714人		16,596人			
特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④保健・医療・福祉に関する事業 ⑤該当なし ⑥補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施している。 ⑦該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の夜間及び祝休日における二次救急医療体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 病院群輪番制病院を担える団体は公益社団法人川内市医師会しかなく、夜間及び祝休日における二次救急医療体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	夜間(365日)・祝休日(72日)の437日の実診療日に、年間16,596人の患者が受療しており、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	川内市医師会立市民病院、済生会川内病院、おやまクリニック、上村病院、高江記念病院、伊達病院、森園病院、若松記念病院が連携・協力して実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	補助金額＝基準単価(71,040円)×診療日数 ※人口割でいちき串木野市と按分
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	参加医療機関が輪番日に非常勤医師を確保する等の努力のもと、本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者により在宅当番・救急医療情報提供事業や川内地域一次救急医療体制運営事業及び小児救急医療支援体制運営事業が実施され、本市の救急医療体制が維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	病院群輪番制病院運営事業に要する人件費に対する補助であることが明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

救急医療施設等運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる救急医療施設等運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 救急医療施設等運営補助金に係る補助事業等は、病院群輪番制病院及び共同利用型病院の二次医療救急医療施設として必要な医療体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 救急医療施設等運営補助金の額は、次条に定める経費から診療収入、寄付金及びその他の収入を控除した額と次の各号に掲げる区分に応じた額とを比較して少ない方の額とする。

(1) 病院群輪番制病院運営事業

基準単価71,040円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額とする。

(2) 共同利用型病院運営事業

基準単価61,500円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額とする。

(補助対象経費)

第4条 救急医療施設等運営補助金は、次の各号に定める経費について交付する。

(1) 病院群輪番制病院運営事業に要する人件費

(2) 共同利用型病院運営事業に要する人件費

(交付の申請)

第5条 救急医療施設等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、病院群輪番制病院運営事業においては毎年5月末日、共同利用型病院運営事業においては、鹿児島県から共同利用型病院運営事業補助金に係る内示を受けた日から1月を経過する日とする。

2 救急医療施設等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業(変更)計画書（様式第1号）

(2) (変更)所要額調書（様式第2号）

(3) 所要額明細書（様式第3号）

(4) 収支予算書の抄本（様式第4号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 救急医療施設等運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に救急医療施設等運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 救急医療施設等運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所要額精算書（様式第5号）
- (2) 実績額明細書（様式第3号）
- (3) 病院群輪番制病院月別実施表（様式第6号）
- (4) 診療科目別患者数等調（様式第7号）
- (5) 収支精算書の抄本（様式第4号）
- (6) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 救急医療施設等運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 救急医療に係る実診療日数
- (2) 救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数
(補助事業者等の責務)

第9条 救急医療施設等運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の保健衛生施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 救急医療施設等運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

所管部課名		市民福祉部 市民健康課		担当者	花木 隆			
事務事業名		二次救急医療体制支援事業						
根拠法令		薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び救急医療施設等運営補助金交付要領						
補助経過年数		21年以上						
平成25年度 予算額		国県支出金		その他		一般財源	その他の内容	
		6,130 千円		4,086 千円		千円	2,044 千円	
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①		救急医療に係る実診療日数			—		—	
成果指標②		救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数			—		—	
補助対象者		公益社団法人薩摩郡医師会						
補助対象経費		共同利用型病院運営事業に要する人件費						
補助対象事業・活動の内容		旧薩摩郡地域（入来、祁答院地域）での夜間及び祝休日における二次救急医療への急患対応						
		分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他					
補助金額又は補助率		基準単価61,500円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額						
補助金額又は補助率の積算方法		補助金額＝基準単価（61,500円）×診療日数 ※人口割、利用割でさつま町と按分						
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	22,433,721	45.6%	25,881,615	49.1%	25,459,629	48.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	22,433,721	45.6%	25,881,615	49.1%	25,459,629	48.6%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	6,210,471	12.6%	6,143,390	11.6%	6,169,432	11.8%
		さつま町補助金 （前年度繰越金）	20,603,529	41.8%	20,732,110	39.3%	20,706,068	39.6%
		計	49,247,721	100.0%	52,757,115	100.0%	52,335,129	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	49,247,721	100.0%	52,757,115	100.0%	52,335,129	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	49,247,721	100.0%	52,757,115	100.0%	52,335,129	100.0%
		支出計/前年度支出計				107.1%		99.2%
	自己資金/前年度自己資金				115.4%		98.4%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		436日		437日		437日		
成果指標の推移②		1,509人		1,486人		1,466人		
特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④保健・医療・福祉に関する事業 ⑤該当なし ⑥補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施している。 ⑦該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の夜間及び祝休日における二次救急医療体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 共同利用型病院を担える団体は公益社団法人薩摩郡医師会しかなく、夜間及び祝休日における二次救急医療体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	夜間(365日)・祝休日(72日)の437日の実診療日に、年間1,466人の患者が受療しており、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薩摩郡医師会病院が実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	補助金額＝基準単価(61,500円)×診療日数 ※人口割、利用割でさつま町と按分
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	非常勤医師を確保する等の努力のもと本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者により在宅当番・救急医療情報提供事業が実施され本市の救急医療体制が維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	共同利用型病院運営事業に要する人件費に対する補助であることが明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画